

接種機会には限りがあります。接種を希望する人は計画的に！

12歳以上初回(1・2回目)接種

- ▶ 接種回数 2回(1回目接種から3週間の間隔をあけて2回目接種)
- ▶ 対象者 12歳以上の人
- ▶ 使用ワクチン オミクロン株(XBB.1系統)対応1価ワクチン
- ▶ 申込方法 町コールセンターへ電話する

16歳未満の人が接種を受ける場合は、保護者の同意と同伴が必要です。



小児(5～11歳)接種

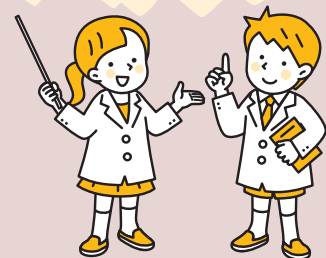
接種日程は、町ホームページに掲載しています。

コロナワクチン情報
(町ホームページ内)



	初回(1・2回目)接種	令和5年秋開始接種
接種回数	2回(1回目接種から3週間の間隔をあけて2回目接種)	1回(過去の接種履歴により、3・4・5回目のいずれかとなる接種)
対象者	5～11歳	初回(1・2回目)接種を完了した5～11歳
使用ワクチン	小児用オミクロン株(XBB.1系統)対応1価ワクチン	
予約方法	LINE「群馬県デジタル窓口」	

接種券は適切な時期に、随時発送します。転入してきた人は保健センターへお越しください。



乳幼児(生後6か月～4歳)接種

乳幼児(生後6か月～4歳)のワクチン接種は、3回の接種を受けることで初回接種が完了します。令和5年秋開始接種ではさらにもう1回の追加接種(4回目)を接種できます。

	初回(1・2・3回目)接種	令和5年秋開始接種
接種回数	3回(1回目接種から3週間の間隔で2回目接種、2回目接種から8週間経過後に3回目接種)	1回(4回目接種)
対象者	生後6か月以上4歳以下の人	初回(1・2・3回目)接種を完了した生後6か月以上4歳以下の人
使用ワクチン	乳幼児用オミクロン株(XBB.1系統)対応1価ワクチン	
予約方法	町コールセンターへ電話する	

乳幼児の人には接種希望者にも接種券を発行しています。接種を希望する人は町コールセンターへ電話を。



ワクチン接種を受けるには ご本人の同意が必要です

- 新型コロナワクチンを接種する際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、正しい知識を持っていた上で、ご本人の意思に基づいて接種をご判断いただくようお願いいたします。
- 接種を受ける人(16歳未満の場合は保護者)の同意なく、接種が行われることはありません。
- 職場や学校、周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に対して差別的な対応をすることは決してあってはなりません。

予防接種による健康被害の補償 (予防接種健康被害救済制度)

- 新型コロナワクチンの接種により、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度(医療費、障害年金などの給付)を受けることができます。
- 申請に必要となる手続きについては、住民票がある市町村にご相談ください。申請には受診証明書などの書類が必要です。
- 救済制度について詳しく知りたい人は、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」の「Q 副反応による健康被害が起きた場合の補償はどうなっていますか」をご覧ください。



ORA ワクチン接種 Guide

おうらワクチン接種ガイド Vol.13

このガイドは令和5年8月24日時点までの情報で作成しています。

コロナワクチン情報(町ホームページ内)

発行 邑楽町新型コロナワクチン接種実施本部
邑楽町新型コロナワクチンコールセンター
☎ 0276-47-5033(午前8時30分～午後5時)



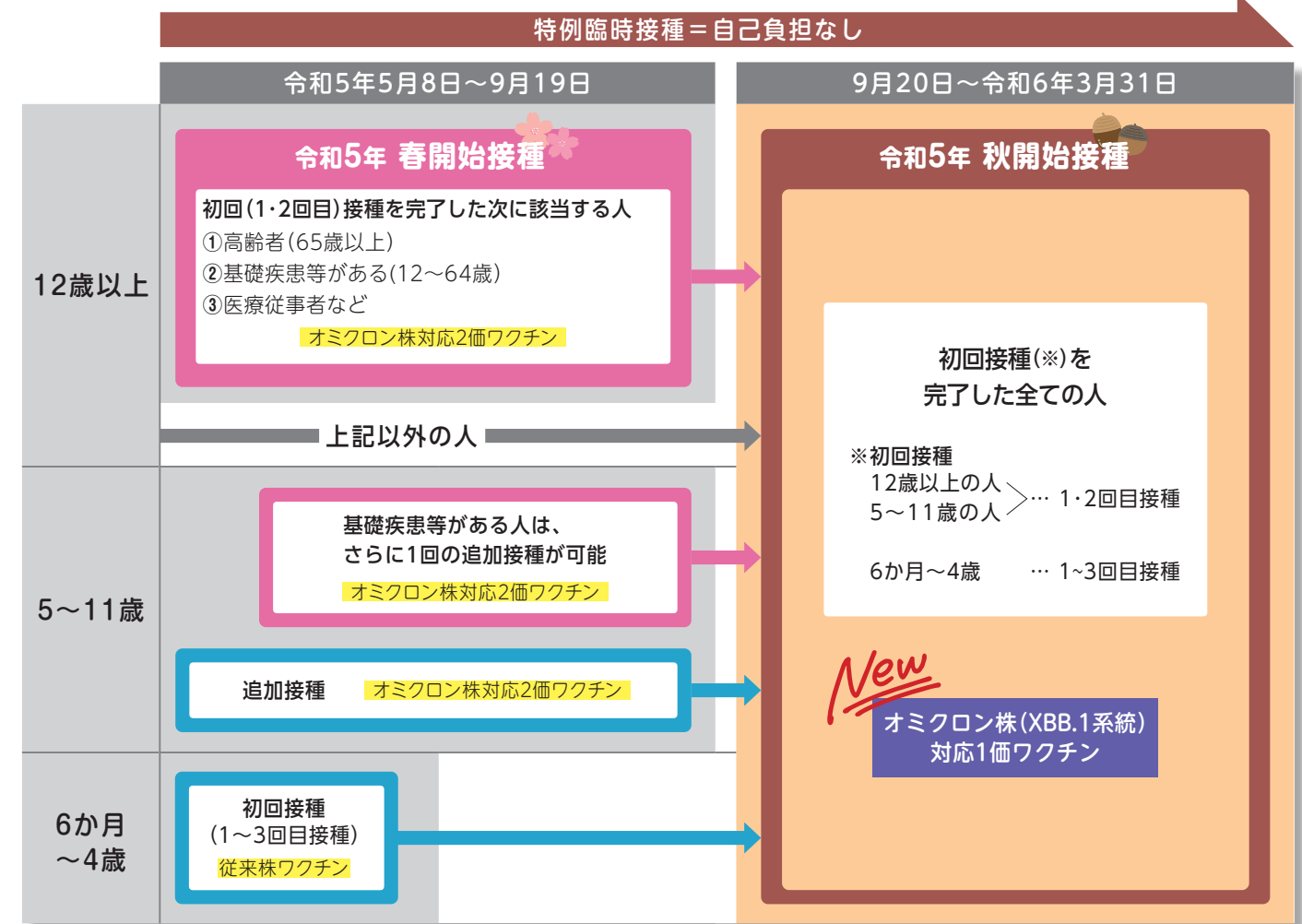
令和5年 秋開始接種

邑楽町の
集団接種は

10月2日から開始

令和5年秋開始接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的としています。そのため、65歳以上の人や基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人には予防接種法上の「努力義務」が適用されます。「努力義務」とは、感染症の発生やまん延を予防するために「接種を受けるよう努めな

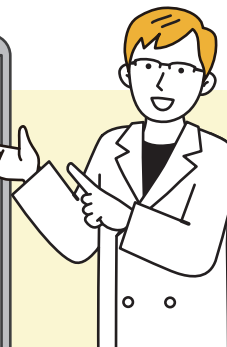
ればならない」という予防接種法の規定です。ただし、努力義務は「義務」とは異なります。**接種は強制ではありません。**65才未満で基礎疾患などを有しない人には「努力義務」が適用されません。どの年齢の人も、**ワクチンの効果と副反応を理解した上で接種するかを判断してください。**



新型コロナワクチン情報は
LINE
「群馬県デジタル窓口」

日程や会場は町ホームページやLINE「群馬県デジタル窓口」でお知らせします。接種を検討する人は、メッセージを受信できるように設定してください。

転入してきた人の接種券は、過去の接種履歴を確認した上で発行します。
接種券が必要な人は、接種歴が分かる書類を保健センターへ持ってきてください。



問合先 ● 邑楽町新型コロナワクチンコールセンター ☎ 0276-47-5033(平日) 午前8時30分～午後5時 ①

